

## 注 記 事 項

### 1 公会計貸借対照表関係

道路整備特別会計は、道路事業等の工事に関する経理を明確にするため設けられた経費であり、当会計が整備する一般国道は施設完成後に、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産について貸借対照表には計上を行っていない。

なお、これら特別会計の取得する財産については、工事進行基準に基づき整理を行っているため、建設仮勘定の課目は計上していない。

道路整備特別会計は、施設整備により自ら財産を形成するものではなく、一般会計から請け負う形で実施しているとも考えられるため、一般会計からの繰入（建設公債発行対象分）は、当会計の事業収入及び支出として計上しており、自ら財産を計上しない部分は負債として計上していない。

なお、当会計が所有権を取得する事務所や宿舍等の公用財産及び出資金等についての一般会計からの繰入金（建設公債発行対象分）累計額については、全額が公用財産にあまっている訳ではないので、9年度以前分については「一般会計からの繰入金累計額」に、10年度から12年度までの3カ年平均に固定資産等に係る経費が全体に占める割合を乗じて算出した額を計上。

10年度以降については、以下のように道路整備特別会計で経理する事業に係る経費が様々な財源によって行われていることから、今回は各年度の固定資産等の増加額に各財源が各年度歳入額に占める割合を乗じて、財源の内訳を算出してみた。

#### （財源）

揮発油税の収入額に相当する額

石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額

一般会計からの繰入額

道路法等に基づく地方公共団体負担金

道路の占有に伴う許可料等の雑収入 等

「一般財源以外による資本形成」には、上記仕分を行って算出された当該年度または平成10年度以降の有形・無形固定資産及び出資金等の増加額のうち、「一般会計からの繰入額」及び「一般財源による資本形成」以外の財源によるものを計上。

当会計は現在まで貸借対照表等を作成しておらず、平成10年度以前の持分の変動が不明のため、その他調整差額で処理した。

## 債権債務の内訳

平成10年度

(単位:百万円)

	未収金及び未収 収益	貸付金	未払金及び未払 費用	前受金及び前受 費用	合 計
国に対するもの	2,244	0	901,105	0	903,349
一般会計	2,244	0	35,510	0	37,754
産業投資特別会計	0	0	865,588	0	865,588
国債整理基金特別会計	0	0	7	0	7
特殊法人等に対するもの	14	263,187	10,417	7,299	280,917
日本道路公団	14	41,031	10,417	1,724	53,186
首都高速道路公団	0	174,648	0	5,575	180,223
阪神高速道路公団	0	40,514	0	0	40,514
本州四国連絡橋公団	0	827	0	0	827
都市基盤整備公団	0	6,005	0	0	6,005
地域振興整備公団	0	162	0	0	162
国・特殊法人等に対するもの以外	1,444	1,313,343	43,769	1,468	1,360,024
合 計	3,702	1,576,530	955,291	8,767	2,544,290

平成11年度

(単位:百万円)

	未収金及び未収 収益	貸付金	未払金及び未払 費用	前受金及び前受 費用	合 計
国に対するもの	31,174	0	918,150	0	949,324
一般会計	31,174	0	2,116	0	33,290
産業投資特別会計	0	0	916,029	0	916,029
国債整理基金特別会計	0	0	5	0	5
特殊法人等に対するもの	12	263,626	16,978	4,115	284,731
日本道路公団	12	39,619	16,978	2,420	59,029
首都高速道路公団	0	179,313	0	1,695	181,008
阪神高速道路公団	0	37,285	0	0	37,285
本州四国連絡橋公団	0	815	0	0	815
都市基盤整備公団	0	6,412	0	0	6,412
地域振興整備公団	0	182	0	0	182
国・特殊法人等に対するもの以外	1,411	1,351,455	51,746	1,896	1,406,508
合 計	32,597	1,615,081	986,874	6,011	2,640,563

	未収金及び未収 収益	貸付金	未払金及び未払 費用	前受金及び前受 費用	合 計
国に対するもの	25,652	0	989,058	0	1,014,710
一般会計	25,652	0	5,058	0	30,710
産業投資特別会計	0	0	983,997	0	983,997
国債整理基金特別会計	0	0	3	0	3
特殊法人等に対するもの	3,129	283,070	11,320	0	297,519
日本道路公団	3,129	38,471	11,320	0	52,920
首都高速道路公団	0	201,928	0	0	201,928
阪神高速道路公団	0	35,255	0	0	35,255
本州四国連絡橋公団	0	804	0	0	804
都市基盤整備公団	0	6,429	0	0	6,429
地域振興整備公団	0	183	0	0	183
国・特殊法人等に対するもの以外	348	1,427,179	53,500	0	1,481,027
合 計	29,129	1,710,249	1,053,878	0	2,793,256

未収金については、

(1) 各年度の「債権現在額報告書」の履行期限到来額を計上。

なお、雑収入については、履行期限未到来額も計上

(2) 11年度は確定申告に基づき、消費税還付額を計上

(3) 道路開発資金貸付金利息収入の未収利息を計上。(3/21～3/31、ただし土地開発公社は6/1～3/31)

なお、本来であれば個々に積み上げることが必要であるが、今回は短期間で算出する必要から、次期(9/20)収納された総額金額を3/21～3/31、あるいは6/1～3/31間の日数で按分した金額を計上した。

前払費用及び前払金については、自賠償保険料の既支払額のうち次期以降に係ると見込まれる額を計上

その他の債権については、揮発油税等の決算調整金等を計上。

貸倒引当金

過去3カ年の債権総額を徴収停止額とそれ以外の額に区分し、そのうち翌年度末において不納欠損として整理された額をそれぞれ求める。不納欠損として整理された額それぞれ3カ年累計し、前年度末の徴収停止額とそれ以外の額それぞれ3カ年で除して算出した。

#### 固定資産の減価償却方法

土地、建物、工作物、船舶の減価償却累計額（平成10～12年度分）

「大蔵省の示した方法を元に計上」

有形固定資産：機械器具（平成12年度分のみ）

「11年度末残高に当初予算額の対前年度倍率を乗じた額を計上」

#### 未払金

補助率差額額、資金運用部資金借入金の利子、児童手当等を計上

補助率差額（後進地域特例法適用団体等補助率差額）とは、

公共事業を実施するときは、通常国庫補助、負担率に応じた地方負担が必要となるが、地方公共団体の財政事情により、その円滑な執行を期し難い場合もあるため、当該団体の財政力、事業量等を勘案して一定の方式により国の負担割合を引き上げる補助率差額方式が採用されており、次のようなものがある。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）による特例

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）による特例

等

なお、補助率差額方式とは、事業実施年度の翌年度以降に負担軽減に係る資金を交付する方式であり、この交付資金を「補助率差額」と呼んでいる。

今回、未払金で計上した補助率差額所要額は翌年度以降にかかる当該経費。

#### 保管金

入札保証金等。なお、資産科目は「その他現金」

#### 前受金

受託及び附帯工事収納済繰越額。

#### 借入金

資金運用部からの借入金残額

#### その他債務

揮発油税等の決算調整金等

#### 貸倒引当金

過去3カ年の債権総額を徴収停止額とそれ以外の額に区分し、そのうち翌年度末において不納欠損として整理された額をそれぞれ求める。不納欠損として整理された額それぞれ3カ年累計し、前年度末の徴収停止額とそれ以外の額それぞれ3カ年で除して算出した。

## 賞与引当金

下記(1)、(2)の合計額を計上。

### (1)勤勉手当

6月及び12月に支給されるが、複数年度に亘って引当されるべきと考えるものは、6月分(前年12月から当年5月分までの勤務に対して支給)である。

よって、年間の予算額に1/2を乗じて6月分を算出、その上で引当分に当たる4/6を乗じて算出

### (2)期末手当

平成10年度分については、年間予算額に1.6/4.05(6月支給分/年間支給分

1)を乗じて6月分を算出、その上で1/3(3~5月分のうち3月分)を乗じて算出

また、平成11年度分・平成12年度分については、1の計数をそれぞれ1.6/3.75、1.45/3.6に置換して算出している。

## 退職手当引当金

退職手当引当金については、実態調査によりもとめられた建設省職員の経験年数別人数を、各会計の予算定員で按分し、平均俸給額及び勤続25年未満の自己都合退職時退職手当の支給率を掛け合わせて推計した。

## 長期貸付金

### 有料道路整備資金貸付金

道路管理者である地方公共団体または地方道路公社が行う有料道路のうち一定の要件を有しているものの新設又は改築に要する資金の一部を、国が道路整備特別会計を通じて無利子で貸付を行っているものである。そのうち、指定都市高速道路に係るものについては都市高速道路整備資金貸付金と呼んでいる。

根拠法令 道路整備特別措置法第8条の3

償還期間 20年以内(据置期間を含む)

ただし道路整備特別措置法施行令附則第4項に係る貸付金については25年以内。

据置期間 5年以内

償還方法 年賦償還(償還方法は、以下のとおり)

償還期日 毎年度3月20日

$$A1 = \frac{S}{2N} \left\{ 1 + \frac{2(n-1)}{N-1} \right\}$$

A1は、当該償還年度における償還額

nは、当該償還年度の償還開始年度以後の年数

Sは、貸付金の額

Nは、据置期間を除いた償還予定期間の年数

#### 沿道整備資金貸付金

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づき指定された沿道整備道路において定められた沿道地区計画の区域内で行われる公共施設に関する事業その他の事業の用に供する土地を市町村等が取得する場合において、国が無利子貸付を行っているものである。

根拠法令 幹線道路の沿道の整備に関する法律第11条第1項又は第13条の4第1項

償還期間 10年以内（据置期間を含む）

据置期間 6年以内

償還方法 均等年賦償還

償還期日 毎年度3月20日

#### 道路開発資金貸付金

道路整備特別会計からの貸付金（道路開発資金貸付金）及びこれと一体的に運用される民間長期資金による長期かつ低利の融資を行うことにより、道路に関する公共の利益に資する事業への民間活力の導入等を推進するとともに、道路の機能開発と高度利用の促進を図るものである。

償還期間 7年から20年以内（据置期間を含む）

据置期間 3年から5年以内

償還方法 均等半年賦償還又は、均等年賦償還

償還期日 毎年度9月20日及び3月20日、又は5月31日

利 息 貸付金の未償還残高に対し貸付金の償還日に支払う。

（均等年賦償還となる事業については毎年度5月31日および11月30日を基準日とし、基準日ごとに複利計算により得た額を支払う。）

#### 道路事業資金収益回収特別貸付金

N T T株式の売却収入の一部を活用して社会資本の整備を促進するために、地方公共団体以外の者（公団、公社等）が国の直接又は間接の負担または補助を受けずに実施する公共事業のうち、当該事業から生ずる収益をもって費用を支弁することができるものに対して、無利子で貸付を行うものである。

根拠法令 道路整備特別措置法第8条の3及び附則第7条  
償還期間 20年以内（据置期間を含む）  
据置期間 5年以内  
償還方法 公団については、均等年賦償還  
地方道路公社については、貸付金の年賦償還の方法を定める告示に定める年賦償還の方法による  
償還期日 毎年度3月20日

#### 街路事業資金収益回収特別貸付金

NTT株式の売却収入の一部を活用して社会資本の整備を促進するために、第三セクター、土地区画整理組合、公団等が施行する事業のうち、当該事業から生ずる収益をもって費用を支弁することができるものに対して、無利子で貸し付け（第三セクター、土地区画整理組合については、（財）民間都市開発推進機構を經由して貸し付け）を行うものである。

根拠法令 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第15条  
第1項  
土地区画整理法附則第2項  
償還期間 20年以内（据置期間を含む）  
据置期間 5年  
償還方法 均等半年割賦償還  
償還期日 毎年度9月20日及び3月20日

#### 道路事業資金収益回収償還時貸付金

「平成7年度繰入特例法」により繰上償還された昭和62年度から平成6年度までの収益回収特別貸付金において、貸付金はその費用に充てられている社会資本の整備に支障が生じないようにするため、償還時に償還額と同額の無利子貸付を行ったものである。

根拠法令 道路整備特別措置法第8条の3及び附則第7条  
償還期間 道路事業資金収益回収特別貸付金と同じ  
据置期間 //  
償還方法 //  
償還期日 //

#### 街路事業資金収益回収償還時貸付金

「平成7年度繰入特例法」により繰上償還された昭和62年度から平成6

年度までの収益回収特別貸付金において、貸付金がその費用に充てられている社会資本の整備に支障が生じないようにするため、償還時に償還額と同額の無利子貸付を行ったものである。

根拠法令	民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第 15 条第 1 項 土地区画整理法附則第 2 項
償還期間	街路事業資金収益回収特別貸付金と同じ
据置期間	〃
償還方法	〃
償還期日	〃

なお、長期貸付金の貸付先は道路整備等を行う特殊法人や公益法人等の公的機関、地方公共団体が出資している第三セクター、民間事業者等であり、公的機関以外の貸付先については、信頼できる金融機関の債務保証をとっており債権回収については問題がない。また、過去に約定した償還期間を延長したり、約定どおりの返済ができていないものはない。

#### 出資金の再評価について

ガイドラインの指示に基づき、持分法により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団に対する出資金について再評価をした。

なお、時間的な制約等も考慮し、その際に使用した公団の財務諸表は、別途指示のあった連結財務諸表ベースの基礎となる組み替え後の財務諸表ではなく、現行のものを使用した。

## 2 公的サービスコスト計算書

事業区分については、道路事業、受託事業に区分。

### (道路事業)

当会計では 公的貸借対照表でも述べたとおり、一般会計から施設整備を請け負う形で実施しているとも考えられることから、一般国道の一般会計に帰属する公共用財産の整備に係る経費を(工事)原価として計上している。なお、施設整備等に要した人件費等も原価に含めて計上。

直轄事業負担金収入とは、道路法 50 条等に基づき国道の新設、改築、維持、修繕等に係る経費の一部を地方公共団体(都道府県・指定市)が負担をすることになっており、法律で定められている負担割合に応じ、国庫に納付する経費。

原則、負担割合は、新設、改築 1/3 維持、修繕等 4.5/10  
(なお、特別法等により上記と異なる場合がある。)

当会計は、一般会計から請け負う形で一般国道を整備しているとも考えられるため、一般会計から繰入金は当会計の事業収入及び支出として計上。

#### 固定資産の増減明細について

国有財産台帳価格をベースとしている。これは、国有財産法施行令第21条の規定により、国有財産を新たに台帳に登録する場合において、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、収用に係るものは補償金額、租税の物納に係るものは収納価格、代物弁済に係るものは当該物件により弁済を受けた債権の額によるものであり、その他のものは次の区分によって定めなければならないとされ、土地については、類地の時価を考慮して算定した金額を登録すべき価格としている。そして、売払による減については、この台帳価格により調製することとされていることから、実際の売買価格を示していない。

また、国有財産増減及び現在額報告書で減の事由としては、例えば

「所管換」各省各庁の長の間において、国有財産の所管を移すこと

「公共物へ編入」公共物以外の国有財産を公共物とすること

例えば道路整備特別会計の庁舎敷地を道路敷として使用する

場合など、国内部での異動事由により増減を計上しているものもあり、土地の減少部分が売り払いによるものとは限らない。

よって、台帳価格が実際の売買価格を示していないこと、また売り払い以外の事由での減少が多いことから、持分から直接減額処理をした。

本資料は、「特別会計等財務書類の作成ガイドライン」に基づき形式的に作成したものであって、当該ガイドラインおよび本資料の中身については、国土交通省としては更に検討を続ける必要があるものと考えている。

今回提出する財務分析資料の計数については、細部につき作業途中であり、作業の進展に伴い今後変更して再提出する可能性がある。

## 注 記 事 項

### 連結財務諸表

当会計が出資している特殊法人である、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団について連結財務諸表の対象として処理した。

国側が出納整理期間後（5月1日以降）を未収金、未払金等として取り扱い、特殊法人は4月1日で整理していることから、国の未収・未払いとなっていないものは出納整理期間中に処理されたものと見なして相殺処理をした。

国の前受金のうち、特殊法人側の整理で前払金になっていないものもあるが、連結した際には、特殊法人側に前払い金があったと見なし、相殺した。

道路関係4公団において、特別な引当金を計上している理由

今回「特別会計等財務書類の作成ガイドライン」に基づき作成した、道路関係4公団の財務諸表においては、新たに道路資産の減価償却費や賞与引当金等を計上するとともに、各年度の道路から生じる収支差（新たに計上した減価償却費等を含む。）の累計を、「償還準備引当金」を負債の部に計上して整理している。

そのため、実際に借入金等の償還に充てられた額としては、「償還準備引当金」と減価償却累計額等の合算額となるものである。

また、その他の特別な引当金として、従来と同様に「道路事業損失補てん引当金」を負債の部に計上している。

（引当金等の計上基準）

#### (1) 賞与引当金相当

6月に支給する特別手当につき、3月31日までの期間に対応する部分を計上している。

注) JHは、従来、特別手当に係る費用を支出する事業年度において人件費（一般管理費）として計上しているものであるが、今回、ガイドラインに基づき、3月31日までの所要額を新たに賞与引当金として計上している。

#### (2) 退職給与引当金

役職員の退職金の支払いに充てるため、内規に基づき、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。

#### (3) 修繕引当金

橋梁（一般有料道路のうち鋼橋梁を主体とする道路に係るものに限る。）の修繕の費用に充てるため、内規に基づき、その年換算修繕予定額の累計額を計上している。

(4) 貸倒引当金相当

過去3年間における原因者負担金等の不納欠損額の割合に基づき、計上している。  
注) 従来、原因者負担金等の債権については、不納欠損した事業年度においてその不納欠損額を費用化しているものであるが、今回、ガイドラインに基づき、翌年度以降発生すると思われる不納欠損の見込額を新たに貸倒引当金として計上している。

なお、長期貸付金(社会資本整備事業・転貸資金貸付金)については、銀行保証等により担保を確実としているため、貸倒引当金の対象としていない。

(5) 償還準備引当金相当

有料道路事業における借入金等の償還に充てるための引当金として、各年度の道路から生じる収入から費用を差し引いた額(費用には、今回新たに計上した減価償却費等を含む。)の累計額を計上している。

(6) 道路事業損失補てん引当金

一般有料道路事業の将来事情の変動等に対する損失を補てんし、経営の安定化を確保するため、「日本道路公団法施行規則」第3条第3項の規定により、各年度のそれぞれの道路の料金徴収総額に一定率(20%、但し料金徴収期間の設定が30年以内の場合は15%)を乗じて得た額の累計額を計上している。

(7) 鉄道施設管理引当金

鉄道施設の費用収益の決算上の不足に充てるため、「本州四国連絡橋公団の財務及び会計等に関する省令」第4条第3項の規定により、各年度の鉄道施設の収益が費用(今回新たに計上した賞与引当金繰入相当額を含む。)を超える額の累計額を計上している。

本資料は、「特別会計等財務書類の作成ガイドライン」に基づき形式的に作成したものであって、当該ガイドラインおよび本資料の中身については、国土交通省としては更に検討を続ける必要があるものと考えている。

今回提出する財務分析資料の計数については、細部につき作業途中であり、作業の進展に伴い今後変更して再提出する可能性がある。